

二戸地方振興局長告示第 33 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 9 月 29 日

二戸地方振興局長 田 山 清

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371300070	二戸市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	二戸市仁左平字横手 2 番地 3	平成 18 年 4 月 2 日
0373200146	浄法寺町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	二戸市浄法寺町下前田 33 番地 1	〃

2 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371300088	社会福祉法人二戸市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	二戸市仁左平字横手 2 番地 3	平成 18 年 4 月 2 日
0373200146	浄法寺町社会福祉協議会指定訪問入浴事業所	二戸市浄法寺町下前田 33 番地 1	〃

3 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371300047	社会福祉法人二戸市社会福祉協議会指定通所介護事業所	二戸市仁左平字横手 2 番地 3	平成 18 年 4 月 2 日
0373200161	浄法寺町社会福祉協議会指定通所介護事業所	二戸市浄法寺町小池 3 番地	〃